

消費者庁の内部組織に関する規程

平成 21 年 9 月 1 日
消費者庁次長決定
最終改正 令和 5 年 6 月 30 日

(総則)

第 1 条 消費者庁の内部の事務分掌その他組織の細目は、法令及び消費者庁の内部組織に関する訓令（平成 21 年消費者庁訓令第 1 号）に定めるもののほか、この決定の定めるところによる。

（課に置かれる係並びに専門官及び専門職）

第 2 条 課（課に置かれる室を含む。）に置かれる係並びに専門官及び専門職について、これらの名称及び所掌事務は、それぞれ別表第 1 から第 17 までに定めるとおりとする。

（消費者庁に置かれる主査並びに専門官及び専門職）

第 3 条 消費者庁組織令（平成 21 年政令第 215 号）第 4 条の参事官の職務を助けるために消費者庁に置かれる主査並びに専門官及び専門職について、これらの名称及び所掌事務は、それぞれ別表第 18 及び第 19 に定めるとおりとする。

附 則

この決定は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日消総総第 29 号）

この決定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 4 月 7 日消総総第 34 号）

この決定は、平成 22 年 4 月 7 日から施行する。

附 則（平成 22 年 7 月 1 日消総総第 85 号）

この決定は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 1 日消総総第 37 号）

この決定は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 7 月 1 日消総総第 100 号）

この決定は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 10 日消政策第 134 号）

この決定は、平成 24 年 9 月 10 日から施行し、平成 24 年 4 月 6 日から適用する。ただし、別表 4 を改正する規定は、平成 24 年 4 月 2 日から適用する。

附 則（平成 24 年 10 月 1 日消安全第 251 号）

この決定は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 5 月 15 日消政策第 94 号）

この決定は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。

附 則（平成 25 年 7 月 1 日消食表第 186 号）

この決定は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 4 月 1 日消表対第 164 号）

この決定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 7 月 1 日消総総第 224 号）

この決定は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日消食表第 125 号）

この決定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 10 日消表対第 509 号）

この決定は、平成 27 年 4 月 10 日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 1 日消表対第 1291 号）

この決定は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 15 日消制度第 220 号）

この決定は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 12 日消総総第 37 号）

この決定は、平成 28 年 2 月 15 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日消総総第 101 号）

この決定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日消総総第 100 号）
この決定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 20 日消総総第 171 号）
この決定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日消総総第 245 号）
この決定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 28 日消総総第 89 号）
この決定は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 30 日消総総第 271 号）
この決定は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 24 日消総総第 108 号）
この決定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 28 日消総総第 240 号）
この決定は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 23 日消総総第 95 号）
この決定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 11 日消総総第 149 号）
この決定は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 5 月 18 日消総総第 184 号）
この決定は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 23 日消総総第 110 号）
この決定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 5 月 29 日消総総第 187 号）
この決定は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 6 月 30 日消総総第 246 号）
この決定は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

別表第1（総務課）

名称	所掌事務
総括第一係	1 課の所掌事務の総括に関すること。
総括第二係	2 機密に関すること（消費者庁の保有する特定秘密の保護に関することを含む。）。
総括第三係	3 その他課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
政策立案推進係	1 行政の考查に関すること。 2 情報の分析及び統計に関すること。 3 政策の評価に関すること。 4 合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する企画及び立案並びに調整に関すること。
秘書係	特命担当大臣、副大臣、大臣政務官、長官、次長、政策立案総括審議官及び審議官の秘書事務の連絡調整に関すること。
文書・情報公開・個人情報保護係	1 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。 2 消費者庁の保有する情報の公開に関すること。 3 消費者庁の保有する個人情報の保護に関すること。
公益通報係	消費者庁の所管する法律に係る外部からの公益通報に関する情報の受付に関すること。
審査第一係	1 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。
審査第二係	2 閣議及び次官連絡会議に関すること。 3 消費者庁後援名義の使用承認、長官等の行う祝辞等に関すること。 4 官報掲載に関すること。 5 法令協議に関すること。
組織係	機構及び定員に関すること。
企画係	1 消費者庁の所掌事務に関する総合調整に関すること（消費者政策課及び消費者安全課の所掌に属するものを除く。）。 2 事務能率の増進に関すること。
調整第一係	国会答弁資料の調整及び取りまとめ並びに庁内における国会等に関する事項についての連絡及び調整に関すること。
調整第二係	

予算係	<ol style="list-style-type: none"> 歳出予算（継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為を含む。）の見積り及び要求に関すること。 予算の移替え及び繰越しに関すること。 予備費の使用要求に関すること。 支出負担行為計画、支出負担行為実施計画及び支払計画に関すること。 予算の移用、流用に関すること。 前金払、概算払等の支出の特例に関すること。 補助金に関すること。 その他予算に関すること。
出納・決算係	<ol style="list-style-type: none"> 歳入決算及び歳出決算に関すること。 歳入の徴収に関すること。 債権の管理に関すること。 支出の決定に関すること。 前金払、概算払等の支出の特例に関すること。
情報システム係	<ol style="list-style-type: none"> 情報システムの整備及び管理に関すること。 庁内のデジタルトランスフォーメーションに関する企画及び立案並びに推進に関すること。
情報セキュリティ係	情報セキュリティに関する企画及び立案並びに推進に関すること（他の係の所掌に属するものを除く。）。
秘書専門職	特命担当大臣、副大臣、大臣政務官、長官、次長、政策立案総括審議官及び審議官の秘書事務に関すること（秘書係の所掌に属するものを除く。）。
国会連絡専門官 国会連絡専門職	<ol style="list-style-type: none"> 国会における消費者庁に係る質問事項等の連絡及び情報の収集に関すること。 国会等に関する資料の収集及び整理に関すること。 その他国会等に関する専門的事項に関すること。
会計専門官 会計専門職	会計に關し特に命ぜられた事項に関すること。
法規専門官	消費者庁の所掌事務について行う情報の提供及び公開に係る審査に関する専門的事項に関すること。

別表第2（総務課人事企画室）

名称	所掌事務
----	------

人事企画係	1 室の所掌事務の総括に関すること。 2 消費者庁の人事政策に関する企画及び立案並びに調査に関すること。 3 職員の分限及び懲戒に関すること。
任用係	1 職員の職階及び任免に関すること。 2 職員の人事異動通知書の作成及び交付に関すること。 3 旅行命令及び旅行依頼に関すること。 4 職員の人事記録の記入、整備保管及び移管に関すること。
給与係	1 職員の給与に関すること。 2 級別及び昇給の定数に関すること。 3 職員の災害補償に関すること。 4 人事統計報告に関すること。
人事専門官 人事専門職	職員の人事に関し特に命ぜられた事項に関すること。

別表第3 (総務課管理室)

名称	所掌事務
総務係	1 栄典の推薦及び伝達の実施並びに表彰及び儀式に関すること。 2 公印の保管に関すること。 3 旅費の格付に関すること。 4 旅費の支出負担行為に関すること。 5 国有財産の管理及び庁内の管理に関すること(他の係の所掌に属するものを除く。)。 6 課の職員の人事並びに教養及び訓練に関すること。 7 課の所掌に係る会計に関すること。 8 課所属の物品の管理に関すること(他の係の所掌に属するものを除く。)。 9 課の職員の福利厚生に関すること。 10 その他課の庶務に関すること。 11 国立国会図書館支部消費者庁図書館に関すること。
給与・福利厚生係	1 給与、児童手当、公務災害補償費及び退職手当の支出負担行為に関すること。

	<p>2 給与及び児童手当の支給に関すること。</p> <p>3 職員の福利厚生及び職員に貸与する宿舎に関すること。</p>
職員係	<p>1 職員の教養及び訓練に関すること。</p> <p>2 職員の勤務時間及び休暇に関すること。</p> <p>3 職員の人事評価に関すること。</p> <p>4 職員の服務に関すること。</p>
契約係	<p>1 支出負担行為及びこれに伴う予算の繰越しに関すること（他の係の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>2 物品の売払い及び貸付けに関すること。</p> <p>3 競争参加不適格者の報告に関すること。</p> <p>4 政府調達に関すること。</p>
用度係	<p>1 物品の管理の総括に関すること。</p> <p>2 物品供用官の設置、改廃に関すること。</p> <p>3 物品の検収に関すること。</p> <p>4 車庫及び修理工場の監督に関すること。</p> <p>5 自動車及び自動車の維持に必要な物品の管理に関すること。</p> <p>6 自動車の運行管理に関すること。</p> <p>7 電話機器の管理に関すること。</p> <p>8 庁舎の維持管理に必要な物品の管理に関すること。</p>
営繕係	<p>1 各種設備の支出負担行為に関すること。</p> <p>2 電気、機械等の諸設備の管理に関すること。</p> <p>3 給排水、衛生設備の管理に関すること。</p> <p>4 建築物の営繕に関すること。</p> <p>5 建築物の営繕の支出負担行為及びこれに伴う予算の繰越しに関すること。</p> <p>6 工事の実施の監督に関すること。</p> <p>7 営繕に係る諸報告に関すること。</p>
監査係	会計の監査に関すること。
課徴金徴収係	課徴金の徴収に関すること。
人事専門官 人事専門職	職員の教養及び訓練に関し特に命ぜられた事項に関すること。
会計専門官 会計専門職	会計に関し特に命ぜられた事項に関すること。
総務専門官	総務に関し特に命ぜられた事項に関すること。

総務専門職	
-------	--

別表第4（総務課広報室）

名称	所掌事務
広報係	1 室の所掌事務の総括に関すること。 2 広報に関すること（広報戦略企画専門官の所掌に属するものを除く。）。 3 その他室の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
報道係	報道に関すること（報道専門官及び報道専門職の所掌に属するものを除く。）。
報道専門官 報道専門職	報道に関する特に命ぜられた事項に関すること。
広報戦略企画専門官	広報に関する特に命ぜられた事項に関すること。

別表第5（消費者政策課）

名称	所掌事務
総括係	1 課の所掌事務の総括に関すること。 2 消費者の利益の擁護及び増進に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。 3 消費者政策会議の庶務に関すること。 4 行政各部の施策の統一を図るために必要となる消費者基本法（昭和43年法律第78号）第2条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法（昭和22年法律第5号）第12条第2項第2号に掲げる事務を除く。）。 5 消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）第3条第1項の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関する閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関すること。 6 その他課の所掌事務で他の所掌に属しないもの

	に関すること。
企画第一係 企画第二係	<p>1 課の所掌事務に係る消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（政策企画専門官及び政策企画専門職の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>2 課の所掌事務に係る消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（政策企画専門官及び政策企画専門職の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>3 課の所掌事務に係るその他基本的な政策の企画及び立案に関するこ（政策企画専門官及び政策企画専門職の所掌に属するものを除く。）。</p>
政策企画専門官 政策企画専門職	課の所掌事務に係る特に命ぜられた専門的な事項の企画及び立案並びに調整に関するこ。

別表第6（消費者政策課財産被害対策室）

名称	所掌事務
総括係	<p>1 室の所掌事務の総括に関するこ。</p> <p>2 その他室の所掌事務で他の所掌に属しないものに関するこ。</p>
企画係	<p>1 室の所掌事務一般に係る基本的事項の企画及び立案に関するこ。</p> <p>2 消費者安全法（平成21年法律第50号）第2条第5項第3号に規定する消費者事故等に関する情報の集約及び分析に関するこ。</p> <p>3 消費者安全法第2条第5項第3号に規定する消費者事故等に関する消費者への注意喚起及び同法以外の法律の規定に基づく措置の実施に関する要求に関するこ。</p>

別表第7（消費者政策課寄附勧誘対策室）

名称	所掌事務
総括係	<p>1 室の所掌事務の総括に関するこ。</p> <p>2 その他室の所掌事務で他の所掌に属しないものに関するこ。</p>
企画係	室の所掌事務一般に係る基本的事項の企画及び立

	案に関すること。
執行第一係	1 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年法律第105号）第6条に規定する勧告等に関すること。
執行第二係	2 法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律第7条に規定する報告、勧告等に関すること。
執行第三係	
執行第四係	

別表第8（消費者制度課）

名称	所掌事務
総括係	1 課の所掌事務の総括に関すること。 2 その他課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
制度企画係	1 課の所掌事務に係る消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策のうち消費生活に関する制度に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること（他の係の所掌に属するものを除く。）。 2 課の所掌事務に係る消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策のうち消費生活に関する制度に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること（他の係の所掌に属するものを除く。）。 3 その他消費者庁の所掌事務に関する基本的な政策のうち消費生活に関する制度に関するものの企画及び立案に関すること。
制度調査係	消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策のうち消費生活に関する制度に関するものの企画及び立案に必要な調査に関すること。
法規係	消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策のうち消費者契約法（平成12年法律第61号）に係るものの企画及び立案並びに推進に関すること。
適格消費者団体第一係	1 適格消費者団体の認定等及び監督に関すること。 2 適格消費者団体に対する支援の企画に関すること。
適格消費者団体第二係	
支援法人係	1 消費者団体訴訟等支援法人の認定等及び監督に関すること。

	2 消費者団体訴訟等支援法人に対する支援の企画に関すること。
行政手法係	<p>1 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策のうち多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な利益を剥奪し、被害者を救済するために必要な行政手法等に関する企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>2 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策のうち多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な利益を剥奪し、被害者を救済するために必要な行政手法等に関する企画及び立案並びに推進に関すること。</p>
個人情報保護係	消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策のうち個人情報の保護に関する企画及び立案並びに推進に関すること。
政策企画専門官 政策企画専門職	課の所掌事務に係る特に命ぜられた専門的な事項の企画及び立案並びに調整に関すること。

別表第9 (消費者教育推進課)

名称	所掌事務
総括係	<p>1 課の所掌事務の総括に関すること。</p> <p>2 消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)第9条第1項に規定する消費者教育の推進に関する基本的な方針の策定及び推進に関すること。</p> <p>3 その他課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>
教育推進第一係 教育推進第二係 教育推進第三係	消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策のうち消費生活に関する教育活動に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること。
基盤整備第一係 基盤整備第二係 基盤整備第三係	消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策のうち消費生活に関する教育活動に関するものの企画及び立案並びに推進に関すること。
政策企画専門官 政策企画専門職	課の所掌事務に係る特に命ぜられた専門的な事項の企画及び立案に関すること。

別表第10（消費者教育推進課食品ロス削減推進室）

名称	所掌事務
総括係	室の所掌事務の総括に関すること。
地方推進係	消費者の食品ロスの削減に係る地方公共団体の取組推進に関すること。
連携・啓発係	消費者の食品ロスの削減に係る関係団体等との連携（地方推進係の所掌に属するものを除く。）及び消費者への啓発に関すること。

別表第11（地方協力課）

名称	所掌事務
総括係	1 課の所掌事務の総括に関すること。 2 その他課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
企画係	課の所掌事務一般に係る基本的事項の企画及び立案に関すること。
地方協力第一係 地方協力第二係 地方協力第三係 地方協力第四係	課の所掌事務に係る地方公共団体との連携及び支援に関すること。
交付金係	1 地方消費者行政強化交付金及び地方消費者行政活性化基金に関すること。 2 その他消費者行政に係る地方公共団体の財政に関すること。
調整係	独立行政法人国民生活センターの組織及び運営一般に関すること。
地方連携係	課の所掌事務に係る地方の民間の団体等との連携に関する企画及び立案並びに推進に関すること。
消費生活相談員資格制度係	消費生活相談員資格制度に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
地域戦略係	各地域の消費者行政の状況に係る分析及び分析結果を踏まえた地方消費者行政の充実及び強化のための検討に関すること（他の係の所掌に属するものを除く。）。
実証係	課の所掌事務に係る実証的な取組の企画及び立案並びに実施に関すること。
相談企画係	消費生活相談の機能向上に関する企画及び立案並

	びに推進に関すること。
政策企画専門官 政策企画専門職	課の所掌事務に係る特に命ぜられた専門的な事項の企画及び立案に関すること。

別表第12（消費者安全課）

名称	所掌事務
総括係	1 課の所掌事務の総括に関すること。 2 消費者庁の所掌事務に係る有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）に関すること。 3 その他課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
企画係	課の所掌事務一般に係る基本的事項の企画及び立案に関すること。
法規係	課の所掌事務に係る消費者安全法及び関係法令等の運用に関すること（他の係並びに政策企画専門官及び政策企画専門職の所掌に属するものを除く。）。
政策係	1 消費者安全法の規定（生命身体事故等に係る部分に限る。）に基づく勧告、命令、立入調査等に関すること。 2 その他課の所掌事務に係る消費者安全法の規定による消費者安全の確保に関すること。 3 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策のうち製造物責任法（平成6年法律第85号）に係るもの企画及び立案並びに推進に関すること。
製品事故情報第一係 製品事故情報第二係 製品事故情報第三係	消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）第3章第2節の規定による重大製品事故に関する措置に関すること。
重大事故対応第一係 重大事故対応第二係	1 消費者安全法第2条第7項に規定する重大事故等に関する情報の集約に関すること。 2 緊急対策本部に関すること。
食品安全係	1 食品安全基本法（平成15年法律第48号）第21条第1項に規定する基本的事項の策定に関すること。 2 行政各部の施策の統一を図るために必要となる食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合

	的な整備に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務 (内閣官房が行う内閣法第12条第2項第2号に掲げる事務を除く。)。
国際係	課の所掌事務に係る国際機関等に関する事務に関する事務。
食品安全情報係	食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調整並びに情報の発信に関する事務。
事故情報D B分析・活用専門官	事故情報データバンクに登録された事故情報等の分析等に係る事務に特に関し特に命ぜられた事項に関する事務。
政策企画専門官 政策企画専門職	課の所掌事務に係る特に命ぜられた専門的な事項の企画及び立案に関する事務。

別表第13 (消費者安全課事故調査室)

名称	所掌事務
総括係	<ol style="list-style-type: none"> 室の所掌事務の総括に関する事務。 消費者安全調査委員会の庶務に関する事務 (他の係の所掌に属するものを除く。)。 その他室の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。
情報解析第一係 情報解析第二係 情報解析第三係	<ol style="list-style-type: none"> 消費者安全調査委員会の庶務のうち生命身体事故等に関する情報解析に関する事務。 消費者安全調査委員会の庶務のうち消費者安全法第28条に規定する事故等原因調査等の申出に関する事務。 消費者安全調査委員会の庶務のうち消費者安全法第29条に規定する申出を受けた場合における通知に関する事務。
製品事故調査第一係 製品事故調査第二係	<ol style="list-style-type: none"> 消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の援助 (消費者安全法第27条に規定するものをいう。以下この別表において同じ。) のうち製品分野に係るものに関する事務。 消費者安全調査委員会の庶務のうち製品分野の事故等原因調査等に関する事務。
食品事故調査係	1 消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の援助のうち食品分野 (異物摂取、窒息等を含む)。

	<p>2において同じ。)に係るものに関すること。</p> <p>2 消費者安全調査委員会の庶務のうち食品分野の事故等原因調査等に関すること。</p>
施設事故調査係	<p>1 消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の援助のうち施設分野に係るものに関すること。</p> <p>2 消費者安全調査委員会の庶務のうち施設分野の事故等原因調査等に関すること。</p>
役務事故調査第一係 役務事故調査第二係	<p>1 消費者安全調査委員会による事故等原因調査等の援助のうち役務分野に係るものに関すること。</p> <p>2 消費者安全調査委員会の庶務のうち役務分野の事故等原因調査等に関すること。</p>

別表第14 (取引対策課)

名称	所掌事務
総括係	<p>1 課の所掌事務の総括に関すること。</p> <p>2 消費者庁及び消費者委員会設置法第4条第1項第5号から第7号まで及び第9号から第11号までに規定する者と事業者との間の取引の適正化に関する施策に共通する基本的な事項の企画及び立案に関すること。</p> <p>3 その他課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>
法令係	<p>1 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)及び関係法令等の運用に関すること(他の係の所掌に属するものを除く。)。</p> <p>2 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)の規定による宅地建物取引業者の相手方等(同法第35条第1項第14号イに規定するものに限る。)の利益の保護に関すること(他の係の所掌に属するものを除く。)。</p> <p>3 旅行業法(昭和27年法律第239号)の規定による旅行者の利益の保護に関すること(他の係の所掌に属するものを除く。)。</p> <p>4 割賦販売法(昭和36年法律第159号)の規定による購入者等(同法第1条第1項に規定するものをいう。)の利益の保護に関すること(他の係の所掌に属するものを除く。)。</p>

	5 貸金業法（昭和58年法律第32号）の規定による個人である資金需要者等（同法第24条の6の3第3項に規定するものをいう。）の利益の保護に関する事務（他の係の所掌に属するものを除く。）。
訪問販売係	特定商取引に関する法律の規定による購入者等（同法第1条に規定するものをいう。以下この別表において同じ。）の利益の保護に関する事務（他の係の所掌に属するものを除く。）。
特殊訪問販売係	特定商取引に関する法律第2章第2節の規定による購入者等の利益の保護に関する事務のうち同法第2条第1項第2号に係るものに関する事務（他の係の所掌に属するものを除く。）。
通信販売係	特定商取引に関する法律第2章第3節の規定による購入者等の利益の保護に関する事務（他の係の所掌に属するものを除く。）。
電話勧誘販売係	特定商取引に関する法律第2章第4節の規定による購入者等の利益の保護に関する事務（他の係の所掌に属するものを除く。）。
連鎖販売係	特定商取引に関する法律第3章の規定による購入者等の利益の保護に関する事務（他の係の所掌に属するものを除く。）。
役務取引係	特定商取引に関する法律第4章の規定による購入者等の利益の保護に関する事務（他の係の所掌に属するものを除く。）。
業務提供誘引販売取引係	特定商取引に関する法律第5章の規定による購入者等の利益の保護に関する事務（他の係の所掌に属するものを除く。）。
電子メール広告係	1 特定商取引に関する法律の規定による購入者等の利益の保護に関する事務のうち電子メール広告に関する事務（他の係の所掌に属するものを除く。）。 2 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）の規定による特定電子メールの受信をする者の利益の保護に関する事務（他の係の所掌に属するものを除く。）。
業務禁止命令係	特定商取引に関する法律の規定による購入者等の利益の保護に関する事務のうち業務禁止命令に関する事務（他の係の所掌に属するものを除く。）。

	ること。
デジタル・プラットフォーム係	特定商取引に関する法律の規定による購入者等の利益の保護に関する事務のうち、デジタル・プラットフォーム上の電子商取引に関すること。
社会問題事案対応係	課の所掌に係る特定商取引に関する法律の規定による購入者等その他の消費者の利益の保護に関する事務のうち、主に社会的背景に起因する問題として位置付けられる事案に関すること。
国際業務係	課の所掌事務に係る国際的な連携に関すること。
特別調査第一係 特別調査第二係 特別調査第三係	課の所掌に係る特定商取引に関する法律の規定による購入者等その他の消費者の利益の保護に関する事務のうち、特に重大であるものに関すること（社会問題事案対応係の所掌に属するものを除く。）。
企画・調整係	<p>1 預託等取引に関する法律（昭和61年法律第62号）の規定による預託者の利益の保護に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事務（総括係の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>2 預託等取引に関する法律及び関係法令等の運用に関する事務。</p> <p>3 預託等取引に関する法律に関する関係行政機関の事務の調整に関する事務。</p> <p>4 その他預託等取引に関する法律の規定による預託者の利益の保護に関する事務で他の所掌に属しないものに関する事務。</p>
執行・確認係	<p>1 預託等取引に関する法律の規定に基づく立入検査、命令等に関する事務。</p> <p>2 預託等取引に関する法律の規定に基づく内閣総理大臣の確認に関する事務。</p>
政策企画専門官 政策企画専門職	課の所掌事務に係る特に命ぜられた専門的な事項の企画及び立案に関する事務。

別表第15（取引対策課取引デジタルプラットフォーム消費者保護室）

名称	所掌事務
企画係	<p>1 室の所掌事務の総括に関する事務。</p> <p>2 室の所掌事務一般に係る基本的事項の企画及び立案に関する事務。</p> <p>3 その他室の所掌事務で他の所掌に属しないもの</p>

	に関すること。
申出係	取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（令和3年法律第32号）第10条に規定する申出に関すること。
官民協議会係	取引デジタルプラットフォーム官民協議会の庶務に関すること。
要請係	取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律第4条に規定する要請に関すること。

別表第16（表示対策課）

名称	所掌事務
総括係	<p>1 課の所掌事務の総括に関すること。</p> <p>2 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第3項に規定する日本住宅性能表示基準に関すること（個人である住宅購入者等（同条第4項に規定するものをいう。）の利益の保護に係るものに限る。）。</p> <p>3 その他課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。</p>
総務係	<p>1 課の職員の教養及び訓練に関すること。</p> <p>2 課の公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。</p> <p>3 課の所掌に係る会計に関すること。</p> <p>4 課所属の物品の管理に関すること。</p> <p>5 その他課の庶務に関すること。</p>
指導係	不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）に関する相談及び指導に関すること（普及啓発・監視指導係の所掌に属するものを除く。）。
企画係	<p>1 消費者庁の所掌事務に係る消費生活に密接に連する物資の品質に関する表示の適正化に関する施策に共通する基本的な事項の企画及び立案に関すること。</p> <p>2 景品表示法第2条の規定による景品類及び表示の指定に関すること。</p> <p>3 景品表示法第4条の規定による景品類の提供に</p>

	<p>についての制限及び禁止に関すること。</p> <p>4 景品表示法第5条第3号の規定による不当な表示の指定に関すること。</p> <p>5 景品表示法に係る指針の作成及び解釈の統一に関すること。</p>
表示等管理係	景品表示法第26条第2項の規定に基づき指針を策定し、及び同条第5項の規定に基づき変更する事務に関すること。
普及啓発・監視指導係	景品表示法第26条第1項の規定による事業者が講すべき景品類の提供及び表示の管理上の措置に係る普及啓発及び監視指導に関すること。
執行調整係	<p>1 景品表示法第33条の規定に基づく権限の委任に関する事務及び委任に基づき行われる事務の調整に関すること。</p> <p>2 景品表示法第35条の規定に基づく関係者相互の連携に関すること。</p>
規約第一係	<p>1 不動産業及びその他の事業（家庭用品、耐久消費財及び食品に係る事業を除く。）についての景品表示法第31条の規定による協定又は規約（以下「規約等」という。）の認定に関すること。</p> <p>2 前項の規約等の遵守状況の監査及び施行機関の監督に関すること。</p> <p>3 その他規約等の認定に関する事務の調整に関すること。</p>
規約第二係	<p>1 家庭用品、耐久消費財及び食品に係る事業についての規約等の認定に関すること。</p> <p>2 前項の規約等の遵守状況の監査及び施行機関の監督に関すること。</p>
消費税転嫁対策調整管理係	<p>1 課の所掌事務に係る消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）に関する相談及び指導に関すること。</p> <p>2 課の所掌事務に係る消費税転嫁対策特別措置法に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。</p> <p>3 その他課の所掌事務に係る消費税転嫁対策特別措置法の施行に関すること（他の係の所掌に属する</p>

	ものを除く。)。
消費税転嫁対策執行係	課の所掌事務に係る消費税転嫁対策特別措置法の規定に基づく勧告、立入検査等に関すること。
家庭用品品質表示執行係	<ol style="list-style-type: none"> 1 家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）の規定に基づく指示、命令等に関すること。 2 家庭用品品質表示法に関する相談及び指導に関すること。 3 家庭用品品質表示法第3条第1項に規定する表示の標準となるべき事項に関すること。
国際業務係	課の所掌事務に係る国際的な連携に関すること。

別表第17（食品表示企画課）

名称	所掌事務
総括係	<ol style="list-style-type: none"> 1 課の所掌事務の総括に関すること。 2 その他課の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
指導係	課の所掌事務に係る相談及び指導に関すること。
食品衛生係	<ol style="list-style-type: none"> 1 課の所掌事務に係る食品衛生法（昭和22年法律第233号）第19条第1項（同法第68条第1項において準用する場合を含む。）に規定する表示についての基準に関すること。 2 課の所掌事務に係る食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第6項に規定する食品表示基準（以下単に「食品表示基準」という。）のうち国民の健康の保護を図るために必要な事項を内容とするものに関すること。
企画第一係 企画第二係	<ol style="list-style-type: none"> 1 課の所掌事務に係る日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第59条第1項に規定する基準に関すること。 2 課の所掌事務に係る食品表示基準に関すること（他の係の所掌に属するものを除く。）。
法令係	<ol style="list-style-type: none"> 1 課の所掌事務に係る食品衛生法、日本農林規格等に関する法律、健康増進法（平成14年法律第103号）、食品表示法、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成21年法律第26号）及び関係法令等の運用に関すること。 2 課の所掌事務に係る米穀等の取引等に係る情報

	の記録及び産地情報の伝達に関する法律の施行に関する事務のうち同法第2条第3項に規定する指定米穀等の産地の伝達（酒類の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業に係るものを除く。）に関すること。
国際業務係	課の所掌事務に係る国際的な連携に関するここと。
デジタル食品表示第一係 デジタル食品表示第二係 デジタル食品表示第三係	課の所掌事務に係るデジタル技術の活用に関するここと。
食物アレルギー表示専門官	課の所掌事務に係る食物アレルギー表示制度に関するここと。
保健表示企画係	課の所掌事務に係る保健機能食品制度の企画及び立案に関するここと。
保健機能食品第一係 保健機能食品第二係	1 課の所掌事務に係る健康増進法第43条第1項に規定する特別用途表示（特定の保健の用途に係るものに限る。）及び同法第65条第1項に規定する表示に関するここと。 2 課の所掌事務に係る食品表示基準のうち国民の健康の増進を図るために必要な事項を内容とするものに関するここと（他の係の所掌に属するものを除く。）。
特別用途食品係	課の所掌事務に係る健康増進法第43条第1項に規定する特別用途表示に関するここと（他の係の所掌に属するものを除く。）。
栄養成分表示係	課の所掌事務に係る食品表示基準のうち国民の健康の増進を図るために必要な事項を内容とするものに関するここと（栄養成分の量及び熱量に係るものに限る。）。
機能性表示食品第一係 機能性表示食品第二係	課の所掌事務に係る食品表示基準のうち国民の健康の増進を図るために必要な事項を内容とするものに関するここと（機能性表示食品に係るものに限る。）。

別表第18（参事官（調査研究・国際担当））

名称	所掌事務
総括担当主査	1 参事官（調査研究・国際担当）の所掌事務の総括に関すること。 2 その他参事官（調査研究・国際担当）の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
調査第一担当主査 調査第二担当主査 調査第三担当主査	1 消費生活の動向に関する総合的な調査に関すること。 2 消費者基本法第10条の2の規定に基づく消費者政策の実施の状況に関する報告に関すること。 3 消費者安全法第13条第4項の規定に基づく消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告に関すること。
国際連携担当主査	1 国際機関、国際会議その他の国際的な枠組み並びに外国の行政機関及び団体に関する事務の総括に関すること（政策企画専門官及び政策企画専門職の所掌に属するものを除く。）。 2 国際協力に関する事務の連絡調整に関すること。
国際交流担当主査	参事官（調査研究・国際担当）の所掌事務に係る他国及び国際機関との交流に関すること。
研究担当主査	参事官（調査研究・国際担当）の所掌事務に係る研究に関すること。
実証的調査研究担当主査	実証的な調査及び研究に関する総合調整に関すること。
消費者事故対応専門官	実証的な調査及び研究に関する事務のうち、消費者の事故に係る事務に關し特に命ぜられた事項に関すること。
研究専門官 研究専門職	参事官（調査研究・国際担当）の所掌事務に係る研究に關し特に命ぜられた事項に関すること。
政策企画専門官 政策企画専門職	参事官（調査研究・国際担当）の所掌事務に係る特に命ぜられた専門的な事項の企画及び立案並びに調整に関すること。

別表第19（参事官（公益通報・協働担当））

名称	所掌事務
総括担当主査	1 参事官（公益通報・協働担当）の所掌事務の総括に関すること。 2 その他参事官（公益通報・協働担当）の所掌事務

	で他の所掌に属しないものに關すること。
公益通報者保護制度 第一担当主査 公益通報者保護制度 第二担当主査	公益通報者の保護に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること（相談調査第一担当主査及び相談調査第二担当主査の所掌に属するものを除く。）。
相談調査第一担当主査 相談調査第二担当主査	1 公益通報者の保護に関する事業者及び行政機関における体制整備の促進に關すること。 2 公益通報者の保護に関する相談窓口の運用に關すること。
事業者連携第一担当主査 事業者連携第二担当主査	参事官（公益通報・協働担当）の所掌事務に係る事業者に対する情報の提供に關すること。
物価第一担当主査 物価第二担当主査	1 物価に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に關すること。 2 重要物資の価格及び公共料金制度に関する調査に關すること。 3 参事官（公益通報・協働担当）の所掌事務に係る消費税の円滑かつ適正な転嫁に關する対策の実施に關すること。
研究専門官 研究専門職	参事官（公益通報・協働担当）の所掌に係る消費生活の動向に關する総合的な調査に關する事務のうち特に命ぜられた専門的事項に關すること。
政策企画専門官 政策企画専門職	参事官（公益通報・協働担当）の所掌事務に係る特に命ぜられた専門的な事項の企画及び立案に關すること。